

ふるさと企業経営承継円滑化事業(親族承継円滑化型)助成金交付要領

1 目的

この要領は、福井商工会議所が実施する、ふるさと企業経営承継円滑化事業(親族承継円滑化型)助成金交付事業に関する必要な事項を定め、その業務の適正かつ円滑な実施に資することを目的とする。

2 助成事業の内容

福井商工会議所が交付する助成金交付事業の対象となる事業(以下「助成事業」という。)の内容は、事業承継を機会とする事業改善や事業展開のための建物改装、設備導入、商品開発等の取組みとする。

3 定義

この要領において使用する用語の定義は、次の各号とする。

- ① 「小規模事業者」とは、常時雇用する従業員数が20人以下の会社及び個人をいう。
- ② 「大企業」とは、中小企業基本法第2条に規定する中小企業者に該当しない会社・個人で、事業を営む者をいう。
- ③ 「みなし大企業」とは、以下に定めるものとする。
 - ア 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している小規模事業者
 - イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している小規模事業者
 - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている小規模事業者
- ④ 「福井県事業承継ネットワーク参加機関」とは、別表1の機関とする。
- ⑤ 「フランチャイズ契約」とは、一定の地域内で商標等の営業の象徴となる標識を用いて事業を行う権利を付与する契約とする。
- ⑥ 「事業承継」とは、会社においては先代経営者が代表取締役を退任し、後継者が代表取締役に就任することなどとし、個人においては商号(屋号)や経営資源を承継(現代表は廃業届を後継者は開業届を提出)することとする。
- ⑦ 「親族」とは、配偶者、直系血族、3親等内の傍系血族または3親等内の姻族をいう。

4 助成事業対象者および事業内容

助成金交付事業の対象となる者(以下、「助成事業対象者」という。)および助成対象となる事業内容は次に掲げる要件のすべてを満たす者および事業とする。

- (1) 親族内の後継者への承継を予定している、または承継を行っていること。
- (2) 以下の表に掲げる事項を満たすこと。

時期	対象者	対象となる取組
承継前	代表者が令和3年度において満60歳以上の県内小規模事業者または前者の事業を引き継ぐ者	ア 新商品開発・販路開拓、事業用建物の改装および設備の導入
承継後	令和3年度において次のアかつイを満たす者 ア 代表者が20～40歳台の県内小規模事業者 イ 事業承継から3年以上5年以内	イ その他、上記に付帯する取組み

	の県内小規模事業者	
--	-----------	--

※みなし大企業、フランチャイズ契約を締結して事業を行っている者は除く。

- (3) 過去3年間に別表2に定める県産業労働部関係補助金等を受けていないこと。
- (4) 代表者または代表者の後継者が福井県事業承継ネットワーク参加機関と連携して自らが実施する今後5年間の事業計画書(様式第1)を策定し、今後も事業継続する意欲があること。
- (5) 福井県事業承継ネットワーク参加機関による経営指導等のフォローアップを継続して5年間受けること。

5 助成対象経費

助成対象経費は、2の事業に要する経費であって、別表3に定める経費のうち福井商工会議所が必要と認める経費とする。ただし、別表3に定める経費に係る消費税および地方消費税額は助成対象経費から除く。

6 助成率および助成金額

助成金の額は、助成対象経費の3分の2以内とし、1件当たり300万円を限度とする。

7 助成対象期間

助成金交付事業の助成対象期間は、交付決定の日から翌年1月末日までとする。

8 計画申請の制限

計画を申請しようとする者は、申請事業に係る自主財源分について、他の助成事業による助成を受けることができない。

9 助成事業の採択基準

- (1) 助成事業は、次に掲げる基準を総合的に勘案し、予算の範囲内で採択するものとする。
 - ① 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)が有する技術または商品・サービスに優位性があること
 - ② 事業に成長性、継続性が見込まれること
 - ③ 地域経済への波及効果が見込まれること
 - ④ 加点項目
 - ・事業継続計画(BCP)を策定していること
 - ・経営革新計画の承認を受けていること
- (2) ① 福井商工会議所は、学識経験者、経営専門家等で構成する審査委員会を設置し、助成金交付事業としての採択について諮問する。
 - ② 前号に規定する委員会は、福井商工会議所の諮問を受け、計画書の内容が次に掲げる要件の適否について審査して答申することとする。
 - i (1)の①から③の助成事業の採択基準に適合していること。
 - ii 事業計画および方法が、その目的を達成するために適切であり、かつ十分な成果を期待し得る事業であること。

10 助成金の交付決定までの手続き

福井商工会議所は、次の手続きにより助成金交付事業を決定するものとする。

- (1) 申請者は、福井県事業承継ネットワーク参加機関と連携して様式第1の助成金交付に関する事業計画書(以下「事業計画書」という。)を作成し、福井県事業承継ネットワーク参加機関が作成した様式第2の意見書を添えて、福井商工会議所が別に定める期日までに福井商工会議所に提出するものとする。
- (2) 福井商工会議所は、事業計画書の提出があったときは、当該申請に係る審査を行うほか、必要に応じて現地調査等を行い、その結果、適当と認められるものについて通知する。

1.1 助成金の交付申請

- (1) 10(2)による通知を受けた申請者(以下、「助成事業者」という。)は、様式第3の助成金交付申請書を、福井商工会議所が別に定める資料を添付して、福井商工会議所が定める期日までに提出するものとする。
- (2) 福井商工会議所は、助成事業者から交付申請書の提出があったときは、すみやかに助成事業者に様式第4にて助成金交付決定通知をするものとする。

1.2 助成金の交付の条件

- (1) 福井商工会議所は、助成金の交付決定をする場合において、助成金の交付の目的を達成するため必要があるときは、助成事業者に対して次に掲げる条件を付するものとする。
 - ① 助成事業に要する経費の配分の変更(13(1)に該当する場合を除く。)をする場合、様式第5の助成事業計画変更承認申請により福井商工会議所の承認を受けること。
 - ② 助成事業を行うため締結する契約の方法に関する事項その他助成金交付事業に要する経費の使用方法に関すること。
 - ③ 助成事業の内容の変更(13(2)に該当する場合を除く。)をする場合、様式第5の助成事業計画変更承認申請により福井商工会議所の承認を受けること。
 - ④ 助成事業を中止し、または廃止する場合、様式第6の助成事業中止(廃止)申請書により福井商工会議所の承認を受けること。
 - ⑤ 助成事業が指定の期間内に完了しない場合、またはその遂行が困難となった場合は福井商工会議所に報告し、福井商工会議所の指示を受けること。

1.3 軽微な変更

助成金の経費配分の変更について、事業目標の範囲内で、次に該当する事項は軽微な変更の範囲とする。

- (1) 助成対象経費の各経費区分において20%の範囲内の変更(助成対象経費区分ごとの金額相互間でいずれか低い額の20%以内の変更額の増減のもの)で助成金の総額に変更を生じないもの
- (2) 助成事業の目的および事業の遂行に影響を及ぼさない範囲での変更(原材料の数量、機械装置等の仕様の変更など、助成事業の細部の変更)

1.4 助成事業の遂行

助成事業者は、助成金の交付決定の内容およびこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を行わなければならない。助成金を他の用途へ使用してはならない。

1.5 助成事業の実績報告

- (1) 助成事業者は、当該助成事業の完了後、10日以内に様式第7の助成事業実績報告書(以下「実績報告書」という。)を提出するものとする。
- (2) 助成事業者は、(1)の実績報告を行うに当たって、助成金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合は、当該消費税および地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

1.6 助成金の額の確定

福井商工会議所は、助成事業者から実績報告書の提出を受けた場合に、当該報告に係る書類の検査を行うほか、現地調査等を行うものとする。

その報告に係る事業の実施結果が、助成金の交付決定の内容(12に基づいて変更を承認した場合はその承認された内容)およびこれに付された条件に適合していると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、その旨を様式第8の助成金確定通知書によって当該助成事業者へ通知する。

1.7 助成金の請求

助成事業者は、助成金の支払いを受けようとするときは、様式第9の精算払い請求書により福井商工会議所に助成金の交付請求を行うこととする。

1.8 助成金の支払い

福井商工会議所は、16により交付すべき助成金の額を確定したのち、17により助成金の交付請求を受けた時は、助成金を助成事業者に対し支払うものとする。

19 交付決定の取消し

- (1) 福井商工会議所は、助成事業者が次の各号の一に該当するときは、当該申請に係る助成金の交付決定の全部または一部を取り消すことができるものとする。
 - ① 本交付要領の規定に基づく措置に違反した場合および助成事業者が助成金を他の用途へ使用した場合
 - ② 助成事業に関して助成金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反した場合
 - ③ 福井商工会議所の承認を受けずに、当該助成事業を廃止（中止）した場合
 - ④ 当該助成事業を遂行する見込みがないと判断した場合。
- (2) 前項の規定は助成金の額の確定後においても適用されるものとする。

20 助成金の返還

福井商工会議所は、19の規定に基づき助成金の交付決定を取り消した場合には、当該助成事業の取消しに係る部分に関し、その額の返還を、期日を定めて命じるものとする。また、助成金返還を求められた助成事業者は、福井商工会議所が定める期日までに返還しなければならない。

21 加算金および延滞金

- (1) 助成事業者は、福井商工会議所から20に基づく助成金の返還を求められたときは、返還を求められた助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付しなければならない。
- (2) 助成事業者は、福井商工会議所から助成金の返還の命令を受け、これを納付期日までに納めなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。
- (3) 福井商工会議所は、(1)および(2)においてやむを得ない事情があると認めたときは、加算金または延滞金の全部または一部を免除することができるものとする。

22 財産の管理及び処分

- (1) 助成事業者は、当該助成事業により取得しまたは効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、善良な管理者の注意をもって適切に管理しなければならない。

また助成事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）において規定された耐用年数に準じた期間内に、取得財産等を目的以外の用途に使用し、他の者に貸付けもしくは譲渡し、他の物件を交換し、または担保に供しようとするときは、あらかじめ様式第10の取得財産等処分承認申請書等により、福井商工会議所の承認を受けなければならない。ただし、当該取得財産等の取得価格または効用の増加価格が、50万円（税抜き）未満のものはこの限りではない。
- (2) 助成事業者は、取得財産等に係る台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。
- (3) 福井商工会議所は、(1)の期間中において必要があると認めたときは、助成事業者の管理状況を調査することができるものとする。
- (4) 福井商工会議所は、助成事業者が取得財産等の処分により収入金を得たときは遅滞なく様式第11の取得財産等処分による収入金報告書を提出させるものとする。
- (5) 福井商工会議所は、(1)の承認をする場合または前号の収入がある場合にあつては当該取得財産等の残存価額（圧縮記帳を行わない価額）または当該収入金の全部または一部を納付させることができる。

23 立入検査等

福井商工会議所は、助成金交付事業の適正を期するため、必要に応じて、助成事業者に対して報告させ、または福井商工会議所が指定する者により、助成事業者の事務所等に立ち入り関係帳簿書類その他の物件を検査させ、もしくは関係者に質問することができるものとする。

24 助成金の経理

助成事業者は、助成金に係る経理について収支を明確にした証拠の書類を整備し、かつ、これらの書類を事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

2.5 事業成果の報告

助成事業者は、助成事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から5年間、福井商工会議所が定める期日までに、直近決算書の写し（決算年月、売上高、売上純利益、経常利益が確認できるものに限る）を、福井商工会議所に提出しなければならない。また、助成事業者が事業承継を実施した場合は、事業承継を実施したことがわかる書類を合わせて提出しなければならない。

2.6 廃業する場合の措置

助成事業者は、助成事業の完了した日から5年未満で廃業を行う場合は、福井商工会議所に対しその旨を報告しなければならない。その際、福井商工会議所は助成事業者に対し、既に支払った助成金の全部または一部の返還を命ずることができる。

2.7 情報の公開

採択された事業については、事業名、事業概要、申請者の名称および代表者名を福井商工会議所のホームページ等で公表する。当該部分の公表については、申請者の了解を得たものとして取り扱うものとする。

2.8 その他の事項

- (1) 助成事業者は、助成金交付事業を遂行するにあたって本交付要領の定めのほか、福井商工会議所が別途定める「事業承継者向け助成金助成事業実施の手引き」に従わなければならない。
- (2) 福井商工会議所は、助成金交付事業の円滑かつ適正な運営を行うために必要な事項について、別に定めることができる。
- (3) 補助事業者の事業者基本情報（所在地、業種、資本金、従業員数）および事業者財務状況（売上高、売上純利益、経常利益）については、今後5年間を目途として、県を通じて中小企業庁に情報提供される。

附則

（施行期日）

本交付要領は令和3年4月1日から施行する。

(別表1)

福井県事業承継ネットワーク参加機関

	機関名
1	福井商工会議所
2	敦賀商工会議所
3	武生商工会議所
4	大野商工会議所
5	勝山商工会議所
6	小浜商工会議所
7	鯖江商工会議所
8	福井県商工会連合会
9	あわら市商工会
10	坂井市商工会
11	永平寺町商工会
12	福井東商工会
13	福井北商工会
14	福井西商工会
15	越前町商工会
16	越前市商工会
17	池田町商工会
18	南越前町商工会
19	わかさ東商工会
20	おおい町商工会
21	高浜町商工会
22	福井県中小企業団体中央会
23	㈱福井銀行
24	㈱福邦銀行
25	㈱北陸銀行
26	㈱北國銀行
27	福井信用金庫
28	越前信用金庫
29	敦賀信用金庫
30	小浜信用金庫
31	㈱日本政策金融公庫福井支店、武生支店
32	㈱商工組合中央金庫福井支店
33	福井弁護士会
34	北陸税理士会福井県支部連絡協議会
35	福井県行政書士会
36	福井県司法書士会
37	日本公認会計士協会北陸会福井県部会
38	(一社)福井県中小企業診断士協会
39	福井県社会保険労務士会
40	福井県信用保証協会
41	福井県よろず支援拠点
42	福井県中小企業再生支援協議会
43	福井県事業承継・引継ぎ支援センター

(別表2)

県産業労働部関係補助金等
<ul style="list-style-type: none">・おもてなし産業魅力向上支援事業助成金・ふくいの老舗逸品承継発展事業助成金・ふくいの老舗企業チャレンジ応援事業助成金・ふるさと企業経営承継円滑化事業（事業改善型）助成金・ふるさと企業経営承継円滑化事業（事業創継・再編統合型）助成金・ふくいの逸品創造ファンド助成金・新分野展開スタートアップ支援事業助成金・創業支援事業助成金・U・Iターン移住創業支援事業助成金・繊維企業連携新素材開発等支援事業補助金・将来のふくいを牽引する技術開発支援事業補助金・産学官金連携技術革新推進事業補助金

助成対象経費

1 助成対象経費

経費区分		内容
新商品開発費		従業員旅費、専門家謝金、専門家旅費、資材購入費、外注加工費、借損料、会場借料、会場整備費、サンプル作成費、雑役務費、通訳・翻訳料、委託費（ただし、その事業の全てを委託するものを除く。）、産業財産権等取得費、資料購入費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費
販路開拓費		従業員旅費、専門家謝金、専門家旅費、会場借料、会場整備費、サンプル作成費、借損料、雑役務費、通訳・翻訳料、委託費（ただし、その事業の全てを委託するものを除く。）、資料購入費、広告宣伝費、ホームページ作成費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費
事業用建物の 改装費	建物修繕費	事業用建物の改装に要する経費（デザイン料等の設計に要する経費を含む）
	構築物費	構築物の購入、建造、改良、据付、修繕又は借用に要する経費
設備導入費	機械装置費	機械装置等の購入、製造、改良、据付、修繕又は借用に要する経費
新商品開発・ 販路開拓、 建物改装 設備導入 に附帯する経費	工具・器具・備品費	工具・器具・備品の購入、据付又は借用に要する経費
	広報費	印刷物作成費、広告媒体の活用等の助成事業に要する経費
	その他	福井商工会議所が助成事業に必要と認める経費

(注)・助成事業は、事業用建物の改装、設備の導入を伴うものとする。

- ・事業用建物には、今後新たに事業を開始する予定の建物を含む。
- ・助成事業者の役職員にかかる人件費は対象外とする。

2 助成対象経費についての留意事項

① 旅費

旅費については、下記を限度として助成対象経費とする。

運賃 交通費の実費とする。

国内旅費はグリーン料金およびのぞみ料金は対象外とする。

宿泊費 実費とし、以下の表に基づく金額（税込）を上限とする。

(国内)

宿泊費（円/泊）	13,400	12,000
地域区分	東京都特別区、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、	左記以外

	堺市、神戸市、広島市、福岡市	
--	----------------	--

(海外)

宿泊費 (円/泊)		19,300	16,100	12,900	11,600	
地域区分	北米 (アメリカ合衆国、カナダ)	ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントンD.C	○			
	欧州	西欧 (イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、北欧四か国等)	ジュネーブ、ロンドン、パリ	○		
		東欧 (ロシア、ポーランド、チェコ、ハンガリー等)	モスクワ		○	
	中近東	アブダビ、ジッダ、クウェート、リヤド	○			
	アジア	東南アジア (インドシナ半島 (シンガポール、タイ、ミャンマー、マレーシアを含む)、インドネシア、フィリピン等)、韓国、香港等	シンガポール		○	
		南西アジア (インド等)、アジア大陸 (中国等)、台湾等				○
	中南米				○	
	大洋州 (オーストラリア、ニュージーランド、ポリネシア、ミクロネシア、メラネシア等)			○		
	アフリカ	アビジャン			○	

※ 海外旅費は海外展示会出展事業のみ対象とする。ただし、2名を限度とする。

日当、タクシー代、ガソリン代、レンタカー代、駐車場代、県内旅費については助成対象外とする。

② 助成対象にならない経費

- ・グループの各企業の間取引にかかる費用
- ・謝金、給排水工事 (据付工事を除く)、運搬費、諸経費、不動産の購入費、保証金、敷金、保険料、公租公課 (消費税及び地方消費税額を含む)
- ・飲食費、接待費、交際費、遊興、娯楽に要する費用
- ・直接売上や利益につながる費用 (ただし、当該事業で作成するパンフレットやホームページ等による宣伝・広告の際に、当該商品の説明や価額、申込方法等を記載することはこの限りではない。)
- ・産業財産権等取得において特許庁に納付する出願手数料、審査請求料、登録料等
- ・フランチャイズ契約、代理店契約等における保証金、加盟金、契約金等
- ・他の国、県、市町の補助金により、補助対象となっているもの
- ・不動産貸付業、駐車場業または自転車駐車場業にかかる経費
- ・その他、公的資金の使途として社会通念上、不適切と判断する経費 (風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和23年法律第121号) 第2条により定める営業内容等)

③ その他

- ・申請者が消費税の課税業者で、消費税仕入控除税額がある場合は、当該事業の助成対象経費に係る消費税相当額はすべて対象外となる。